

高齢者虐待防止のための指針

安曇野市南部地域包括支援センター

(令和6年3月)

1 基本的な考え方

安曇野市南部地域包括支援センターは、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会

(1) 設置の目的

安曇野市南部地域包括支援センターは、高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図るため、高齢者虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、担当者を定める。

(2) 委員会の委員構成

ア 委員長は管理者が務める。

イ 委員は、地域包括支援センター職員及び関係部署の職員をもって構成する。

(3) 委員会の開催

ア 委員会は各年度1回以上、委員長の招集により開催する。

- イ 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。
- (4) 委員会の検討事項
 - ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - イ 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること。
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - エ 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること。
 - オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市の担当部署への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - キ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(5) 担当者の選任

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置について適切な実施及び進捗等の管理を行うこととし、社会福祉士があたるものとする。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施、又は県等が実施する研修会に参加するものとする。また、新規採用時、着任時には別途、虐待防止のための研修を実施又は外部研修に参加するものとする。
- (3) 研修の実施内容については、研修内容、資料等を保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には速やかに市の担当部署へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合は、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員は自らが虐待を早期に発見できうる立場であることを自覚し、利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
- (2) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けた時は、担当者を中心に本指針に基づき適切に対応する。
- (3) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合は管理者へ報告する。また、虐

待事案が職員によるものである場合、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会苦情解決に関する規則に基づき対応するものとする。この場合、虐待事案は苦情に相当するものとして扱い、利用者を申出者とみなす。

- (4) 虐待の事実が確認された場合は市の担当部署及び管理者へ報告し、情報収集や事実確認を速やかに行う。また、関係者の行う事実確認に協力する。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。また再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、高齢者の安全と虐待の再発防止に努めることとする。

7 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等支援に努める。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実確認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

9 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、事務所に備え付けるほか、ホームページにも掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附 則

この指針は、令和6年3月31日から施行する。